

青森県規則第四十二号

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則（令和六年三月青森県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の注の3中「核燃料の挿入」の次に、「特定使用済燃料の貯蔵」を加え、同様式の別紙1中

当該月において濃縮により生じた製品ウランの重量 (kg)	当該月において濃縮により生じた製品ウランの重量 (kg)	当該月の末日現在における特定使用済燃料の貯蔵に係る特定使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
/	/	/

を

に改める。

この規則は、令和六年八月三十一日から施行する。

附 則

